

令和7年度 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）及び新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金）応募要項

（通則）

第1 国の「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）」及び「新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金）」の研修計画の承認申請等に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「準備資金実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「支援資金実施要綱」という。）に定めるもののほか、本要項によるものとする。

（目的）

第2 次世代を担う農業者となることを志向し、山梨県内への就農に向けて県が認める研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する。

なお、交付は予算の範囲によって行い、予算の状況によっては交付対象者とならない場合がある。

（交付要件）

第3 本事業に応募する者は、次の要件の全てを満たす必要がある。

- 1 就農予定時の年齢が、49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 研修計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - （1）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認める研修機関（専門学校山梨県立農林大学校、（公財）山梨県農業振興公社等）で研修を受けること。
 - （2）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
- 3 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国、県、市町村の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業、就農準備支援事業、就農準備・経営開始支援事業及び就農準備資金・経営開始資金による資金の交付を受けていないこと。
- 5 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農すること。以下同じ。）する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化さ

れている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は独立・自営就農（準備資金実施要綱別記2第5の2の（1）のイ及び支援資金実施要綱別記1第5の2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

- 6 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（5の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。
- 7 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は、通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する又は法人共同経営者となること。
- 8 研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると県が認める場合に限り、採択を可能とする。
- 9 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。
- 10 交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること
- 11 県が実施する新規就農者集合研修（ビギナーコース）を受講すること。（（公財）山梨県農業振興公社で研修を受ける者のみ）

（資金の交付額及び交付期間）

- 第4 資金の交付額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

（交付停止及び返還）

- 第5 交付停止及び返還については以下のとおりとする。

- 1 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は資金の交付を停止する。
 - （1）本事業の交付要件を満たさなくなった場合。
 - （2）研修を途中で中止した場合。
 - （3）研修を途中で休止した場合。
 - （4）研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。
 - （5）研修実施状況の確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知）を満たさない等、適切な研修を行っていないと県が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力

をしていない場合など）。

（６）国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

- ２ 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として県が認めた場合（（２）のクに該当する場合は除く。）はこの限りではない。

（１）一部返還

ア １の（１）から（３）まで及び（６）に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ １の（４）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

（２）全額返還

ア １の（５）に該当した場合。

イ 研修終了後（研修中止後及び準備資金実施要綱別記２第６の１の（７）のア及び支援資金実施要綱別記１第６の１の（７）のアの継続研修修了後を含む。）１年以内に、４９歳以下で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。）又は親元就農しなかった場合。

ウ 親元就農をした者が第３の５で確約したことを実施しなかった場合。

エ 独立・自営就農した者が、就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

オ 雇用就農をした者が、第３の７の要件を満たさなかった場合。

カ 就農後、交付期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間１５０日かつ年間１，２００時間）未満である場合。

キ 交付期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間以内に就農状況報告等の報告を定められた期間内に行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

（申請書類）

第６ 応募に必要な書類は次のとおり。

- １ 研修計画（様式１）
- ２ 受講する研修のカリキュラム及び研修受講が認められていることを証する書類
- ３ 研修実施計画（先進農家等で研修する場合）（様式２）
- ４ 履歴書（様式３）
- ５ 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）※確認後返却。
- ６ 農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合）（様式４）
- ７ 確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）（様式５）
- ８ 傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写し（交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証

書の写しを提出すること。)

- 9 前年の世帯全体の所得を証明する資料（源泉徴収票、所得証明書等。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情を説明する書類を提出すること。)

※「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

- 10 個人情報取扱いについての同意書（様式 6）
- 11 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード（表面）、日本国旅券（有効期限内のもの）、健康保険証（住民票を添付）のいずれかの写し）
- 12 新規就農者集合研修（ビギナーコース）申込書の写し（（公財）山梨県農業振興公社で研修を受ける者のみ提出）
- 13 確認書（事業の理解）（様式 7）
- 14 誓約書（暴力団排除）（様式 8）
- 15 誓約書（連帯保証人）（様式 9）

＊：連帯保証人の要件

- ・独立して生計を営む者で、継続安定した収入が見込まれること。（年間の所得金額が、当該研修生に対する年間交付額を超えることを原則とする。）
- ・連帯保証人 2 名のうち 1 名は原則、三親等以内の親族とする。
- ・連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。

【注意事項】

本資金の保証人は連帯保証人である。返還事由が発生した場合に、交付を受けた者に資力があり返済能力があっても、連帯保証人に対して資金の返還を請求することができるものである。

連帯保証人になることを依頼する場合には上記のことを十分に説明したうえで、連帯保証人になることを承諾してもらうこと。

- 16 連帯保証人の印鑑登録証明書及び前年の所得を証明する資料（源泉徴収票、所得証明書等）
- 17 研修状況報告（申請が研修開始から半年を超えている場合のみ提出）（準備資金実施要綱別記 2 別記様式第 4－1 号又は第 4－2 号又は支援資金実施要綱別記 1 別記様式第 4－1 号又は第 4－2 号）

（申請書類の提出先）

第 7 申請書類は、研修機関により、次のいずれかに申請書類を提出すること。

- 1 専門学校山梨県立農林大学校で研修を受ける者は、専門学校山梨県立農林大学校（長坂キャンパス）教務課
- 2 （公財）山梨県農業振興公社で研修を受ける者は、派遣研修先の所在地を管轄する農務事務所農業農村支援課
- 3 その他の研修機関で研修を受ける者は、研修機関の所在地を管轄する農務事務所農業農村支援課

(申請受付期間)

第8 別に定める。

(審査方法)

第9 県が別に定めるところにより設置する審査会において提出書類及び面接による審査を行う。

(審査結果の通知)

第10 審査結果は、応募のあった全ての申請者に通知する。(様式10)

(留意事項)

第11 申請書類に不備がある場合は、審査対象とならないため、本要項等を熟読の上、様式に沿って正確に記入すること。

- 1 申請書類提出後は、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、審査結果にかかわらず申請書類は返却しない。
- 2 申請書類を持参する場合は、申請受付期間内の平日の午前9時から午後5時までに持参すること。

(個人情報の取り扱い)

第12 個人情報については、以下のとおり必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有、利用する場合がある。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1及び3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

(問い合わせ先)

第13 応募に関する問い合わせ先は、書類提出先又は下記とする。

山梨県農政部担い手・農地対策課(県庁本館6階)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1621